

【生活保護費支給誤りについて】

健康福祉部総合福祉課

7月8日に事案の発生をお知らせした標記の件について、調査の経過をご報告いたします。

1 経過報告

・全体調査件数 248 件 うち誤り 66 件

【内訳】

(1)未支給件数、金額 11 件(うち死亡 1 件、その他 1 件) 865,081 円

(2)過支給件数、金額 55 件(うち死亡 10 件、その他 1 件) 4,168,335 円

※なお、対象者の保管資料等について調査を継続しておりますので、件数・金額は今後変動する可能性があります。

2 原因

- (1)当該世帯に係る生活保護費算定の際に用いる収入認定額(対象者が当該月に得た収入から算出される金額)を誤っていたこと。
- (2)当該世帯に支給すべき一時扶助(定例的でなく一時的に支給する保護費)について、認定をしていなかったこと。
- (3)年金収入やアルバイト収入等に係る収入申告書の内容を、保護費算定に正しく反映していなかったこと。
- (4)保護費算定に係る世帯の情報共有や保護費支給前のチェック体制が十分でなく、支給金額の誤りを発見できなかったこと。

3 今後の対応

- (1)未支給者への対応…対象者に説明しお詫びのうえ、原則として過去 5 年間分の未支給額を速やかに支給。
- (2)過支給者への対応…判例や文献、他市町の同様事例を参照しながら今後検討。

4 再発防止策

- (1)例月の保護費算定の際、前月との対比による算定の正確性の確認を行う。これを多くの職員により確認する。
- (2)ケースワーカーや査察指導員、管理職により確認の方法を変え、違った視点での W チェック体制とする。
- (3)収入のある世帯の保護費算定は、特に重点的にチェックする。
- (4)生活保護従事職員の兼務内容を見直し、負担軽減を図る。

この度の不適切な事務処理により、対象者ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に全力を注いでまいります。

問合せ／裾野市 健康福祉部 総合福祉課 担当:杉本 電話055-995-1819